

○更生保護法人筑豊宏済会補助金交付要綱

平成27年4月21日  
飯塚市告示第147号

(趣旨)

第1条 この告示は、更生保護法人筑豊宏済会が行う事業に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪や非行を犯した人で適当な住居のない人を宿泊させ、必要な保護・指導を行う事業
- (2) 犯罪や非行を犯した人の再犯を防ぎ、本人の健全な社会復帰を助け、犯罪のない明るい社会を建設するための事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(実績報告の提出)

第4条 更生保護法人筑豊宏済会は、補助事業完了後速やかに規則第13条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第5条 更生保護法人筑豊宏済会は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。